

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起算の翌日)  
が休日は、その  
日には、  
(たる翌日)

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西尾邑 次

## 目次

◇告示 保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

県営土地改良事業の工事の完了（〃）

生産事業者の登録の失効（森林保全課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

◇公 告 平成十年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会総務課）

## 鳥取県告示第百七十九号

米子市が行う土地改良事業（一般農道整備事業和田地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西尾邑 次

## 鳥取県告示第百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

米子市役所

### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

### 二 縦覧に供する期間

平成十年三月十八日から二十日間

### 三 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
後藤歯科医院	鳥取市扇町五八	平成十年三月一日
千代医院	西伯郡西伯町大字落合二八一	平成十年三月十三日
門脇薬局	西伯郡大山町末長二八三一三	平成十年三月一日
溝口薬局	日野郡溝口町溝口二四二一一	平成十年三月十五日

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に申し出ること。

## 鳥取県告示第百八十九号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五条）第一百十三条の一第三項の規定により告示する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土 地 改 良 事 業 の 名 称	県営ため池等整備事業長和田地区ため池等整備
工事完了年月日	平成十年一月二十一日

## 鳥取県告示第百八十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

番号	登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
87	西尾 正一	八頭郡佐治村大字加瀬木一二七四		穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	西尾 正一	西尾邑次
					苗畑	八頭郡佐治村大字加瀬木

## 鳥取県告示第百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

237	208	128	122	113	100
浮田 貞江	武田まり子	林田きくの	林田 寿男	寺坂 邦雄	坂田 匝
八頭郡智頭町大字芦津二五三	八頭郡智頭町大字芦津二五五	八頭郡智頭町大字三吉二五五	八頭郡智頭町大字穂見八四	八頭郡智頭町大字穂見一八八	八頭郡智頭町大字真鹿野四二九
ク	ク	ク	ク	ク	ク
苗畑 浮田 貞江	武田まり子	林田きくの	林田 寿男	寺坂 邦雄	坂田 匝
八頭郡智頭町大字芦津	八頭郡智頭町大字芦津	八頭郡智頭町大字三吉	八頭郡智頭町大字穂見	八頭郡智頭町大字真鹿野	八頭郡智頭町大字駒帰一一六一一

- 一 開発許可の年月日及び番号
  - 平成九年十月二日 鳥取県指令米土維十第十七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
  - 米子市米原六丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原六丁目二二一―八

田瀬 明

四町) 第九条第一項の規定による取扱い。

平成十年三月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敦

轍

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第六号

(定例教育委員会の会議を次のとおり招集しました。)

平成十年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 弘

一 会期 平成十年三月十七日 (金) 午前十時  
 二 場所 鳥取市東町一丁目一七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室  
 三 議題

- 1 平成九年度末公立学校教職員人事について
- 2 その他

## 鳥取県公安委員会告示第十一号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十九号)第十一十一条第三項の技術上の規格に適合してござるたゞ、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一

申請者	氏名又は名称	株式会社ニューギン			
新井 悠司					
新井 悠司					
申請者	氏名又は名称	京楽産業株式会社			
榎本 宏					
申請者	氏名又は名称	榎本 宏			
榎本 宏					
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	C R わくわく探検隊5	株式会社ニューギン	800029	平成10年3月17日から3年間
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	C R わくわく探検隊5	株式会社ニューギン	800029	平成10年3月17日から3年間

3

平成10年3月17日 火曜日

鳥取県公報

## 県 取 帰 公 告

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社三共				
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社三共				
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社オリンピア				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	ファーバーデー モンGX	株式会社 共	800047	平成10年3月17 日から3年間	
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	アイジーティージャパン株式会社				
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	東京都港区愛宕一丁目3-4				
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	スコット・ワインゼラー				
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	平成10年3月17 日から3年間				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	エビゾー	アイジーティ ージャパン 株式会社	740302	平成10年3月17 日から3年間	
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	石原 昌幸				
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	平成10年3月17 日から3年間				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	CR乙姫X メジャー観	株式会社 800014	平成10年3月17 日から3年間		
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	ファンキーイヤ ツト2	株式会社 オリンピア	740411	平成10年3月17 日から3年間	

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	アイジーティージャパン株式会社				
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	東京都台東区東上野二丁目11-7				
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	石原 昌幸				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	CR乙姫X メジャー観	株式会社 800014	平成10年3月17 日から3年間		
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	ファンキーイヤ ツト2	株式会社 オリンピア	740411	平成10年3月17 日から3年間	

## 鳥取県公報

申 氏 名 又 は 名 称	エレクトロコインジャパン株式会社			
請 住 所	東京都港区浜松町一丁目10-11			
者 法人にあってはその代表者の氏名	ジョン・スタジイデス			
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号
回 脳 式 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該當機	ディージェー	エレクトロコ インジャパン 株式会社	740413
				平成10年3月17 日から3年間
				有 效 期 間

試験の区分	採用予定者数
電 気	2 名
農 業	1 名
畜 産	1 名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。

- 3 対象となる職  
知事の事務部局に勤務する行政職給料表2級相当程度の職  
給与
- 4 この試験に合格し、採用された者には、給料のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格  
次のいずれをも満たす者とする。  
 (1) 昭和39年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者であること  
 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に該当しない者であること  
 (3) 試験の区分の農業又は畜産を受ける者については、日本国籍を有するとともに、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条の3に規定する改良普及員の資格(農業改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が農業経営であるものに限る。)を有すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成10年3月17日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

- 1 試験の名称  
平成10年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度・平成10年6月採用予定)
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	出題分野
全試験区分	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理 及び資料解釈

専門試験

試験の区分	出題分野
電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経営一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜衛生学、畜産物利用学、農業経営一般

平成10年5月26日(火)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人材委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。なお、採用は、平成10年6月の予定である。

## 10 受験手続 (1) 受験申込書の交付

受検申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日

(2) 受験の申込み  
野地方農林振興局、東京及び大阪事務所において交付する。

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。(郵便による申込みも可能)

なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成10年3月23日(月)から同年4月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成10年4月10日（金）までの消印のあるものに

限り受け付ける。

午前8時30分から午後5時まで

11 その他の

(1) 受験手続その他受験に備する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求を郵便によって行う場合には速達によることとし、350円分の切手をはった、あて明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。